

きび訪問介護センター 重要事項説明書 利用料金表

利用票（自己負担）

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。

但し 一定以上の所得がある方は負担割合証の割合に応じた額を算定します。

サービスごとの利用料

①訪問介護相当サービス

1ヶ月当たりのご利用料金

ご負担区分	訪問型独自サービス11 (1週間に1回程度の場合)	訪問型独自サービス12 (1週間に2回程度の場合)	訪問型独自サービス費13 (1週間に2回を超える程度の場合)
介護保険適用の場合 (1割負担の方)	1,176円	2,349円	3,727円
介護保険適用の場合 (2割負担の方)	2,352円	4,698円	7,454円
介護保険適用の場合 (3割負担の方)	3,528円	7,047円	11,181円

②介護保険訪問介護費

サービス1回当たりのご利用料金

サービスの種類	提供時間	基本利用料		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
身体介護中心	20分未満	163円	326円	489円
	20分以上 30分未満	244円	488円	732円
	30分以上 1時間未満	387円	774円	1,161円
	1時間以上 1時間30分未満	567円	1,134円	1,701円
	1時間30分以上	579円に30分を増すごと に+84円	1,158円に30分を増すご とに+168円	1,737円に30分を増すご とに+252円
生活援助中心	20分以上 45分未満	179円	358円	537円
	45分以上	220円	440円	660円
	身体介護に引き続き生 活援助を行う場合	所要時間が20分から起 算して25分を増すごと に+65円(195円を限度)	所要時間が20分から起 算して25分を増すごと に+130円(390円を限度)	所要時間が20分から起算 して25分を増すごとに+ 195円(585円を限度)

上記に加え、下記の通り加算させていただきます。

①特定事業所加算（Ⅱ）

1ヶ月当たりの利用料に10%を乗じさせていただきます。

②特定事業所加算 (V)

1ヶ月当たりの利用料に3.0%を乗じさせていただきます。

③介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

1ヶ月当たりの利用料に24.5%を乗じさせていただきます。

④初回加算

初回訪問介護を行った日の属する月にサービス提供責任者が同行した場合に、次の加算をさせていただきます。

1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
200円	400円	600円

⑤緊急時訪問介護加算

ご利用様のご希望により、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要であると認めた時に居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合、1回あたり次の額を加算させていただきます。

1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
100円	200円	300円

⑥生活機能向上連携加算（Ⅰ）

訪問リハビリテーション事業所や通所リハビリテーション事業所のPT,OT,STが自宅を訪問する時に、サービス提供責任者が同行するなどして共同でアセスメントをおこない、訪問介護計画書を作成し、その後3ヶ月間PT等と連携して訪問介護を行った場合の 初回月に次の額を加算させていただきます。

1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
100円	200円	300円

※ 次の時間帯をご利用の場合、基本料金に対し利用時間に応じた割増率による料金をいただきます。

- 午前6時から午前8時の早朝時　又は午後6時から午後10時の夜間帯　25%
- 午後10時から翌朝午前6時までの深夜帯　50%

※ やむお得不い事情で、かつ、利用者様の同意を得て2人対応による訪問を行った場合、二人分の利用料金となります。

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。